

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第7号、多度津町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、藤原君。

福祉保健課長（藤原 安江）

おはようございます。

議案第7号、多度津町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、「医療介護総合確保推進法」の法改正により、通所介護のうち利用定員が厚生労働省令で定める18人以下のものについて、地域密着型通所介護として位置づけられたことにより改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

2ページをお開きください。

別表第2の第2欄のアンダーラインの箇所が今回改正しようとする部分でございます。

第17条第2項の次に「第36条第2項で定める指定地域密着型通所介護事業者、40条の15第2項で定める指定療養通所介護事業者を追加しようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用しようとするものです。

以上で、議案第7号の提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。